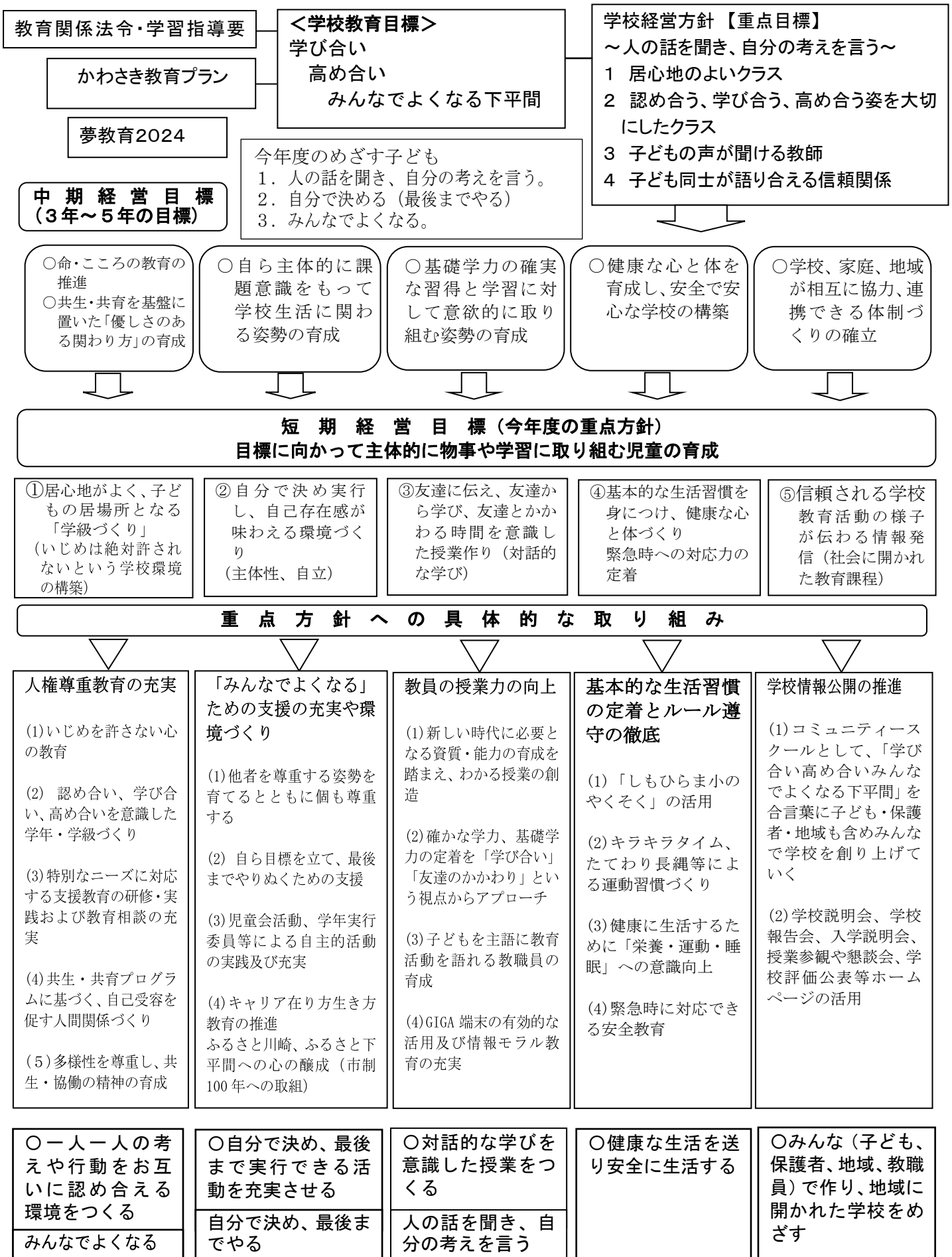


# 川崎市立下平間小学校いじめ防止基本方針

令和6年度 川崎市立下平間小学校 学校経営計画



## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ①学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ②児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ①日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外の様々な場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します

#### ②相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

### ③定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、情報の集約を共有します。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

### ④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

## **(2) 事実関係を明確にするための調査の実施**

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、総括教諭
学年主任、児童指導担当
支援教育コーディネーター
教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー（学校巡回派遣）
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

【児童・保護者・地域との連携】

- ・企画委員会・代表委員会との連携
- ・PTA校外委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

7 令和6年度 川崎市立下平間小学校いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（児童指導部会・校内いじめ防止対策委員会・支援教育委員会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めの児童支援会議の計画確認、役割分担。</li> <li>・「川崎市立下平間小学校いじめ防止基本方針」・重点目標の確認</li> <li>・新担任の支援を必要としている児童情報の引き継ぎ</li> <li>・「共通理解が必要な児童」の調査・資料づくり（各担任、CO）</li> <li>・個人面談での保護者からの聴き取り・報告（各担任→CO）</li> <li>・御幸小学校・聾学校通級指導教室担当者、COとの計画訪問打ち合わせ</li> <li>・教育相談体制の広報（巡回カウンセラー含む）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「共通理解が必要な児童」の支援策・対策の検討</li> <li>・御幸小学校通級指導教室在籍校訪問 授業参観・担任面談（通級担任・担任・CO）</li> <li>・第1回効果測定実施、集計：分析・対策</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会での支援が必要な児童の情報交換の実施</li> <li>・支援を必要とする児童の実態把握の掌握及び支援の手立ての検討</li> <li>・個に応じた学習支援が必要な児童の支援開始</li> <li>・いじめの早期発見のために～いじめ初期対応の手引き～※リーフレットを使用</li> <li>・CAP実施（4年）</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施【中旬】</li> <li>・【児童生徒指導点検強化月間】の取組み （児童代表委員会主催の「いじめ防止の標語コンクール」を実施） （いじめの未然防止、早期発見、対応方法についての研修） （学校生活アンケート聴き取り・対応・報告）</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会での支援が必要な児童の情報交換の実施</li> <li>・懇談会、教育相談：保護者からの聴き取り・報告（各担任→CO）</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修（支援を必要とする児童の情報交換・対応の検討）</li> <li>・通級指導教室担任と在籍担任との面談（指導経過の共有化）</li> <li>・いじめ防止対策に関する研修会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会での支援が必要な児童の情報交換の実施</li> <li>・個人面談での保護者からの聴き取りの情報収集（各担任→CO）</li> <li>・前期の支援の振り返り・支援計画の練り直し</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会での支援が必要な児童の情報交換の実施</li> <li>・第2回効果測定実施、集計：分析・対策</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会での支援が必要な児童の情報交換の実施</li> <li>・個別指導計画の見直し・作成（各担任・CO）</li> <li>・「川崎市子どもの権利週間」</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会での支援が必要な児童の情報交換の実施</li> <li>・支援経過の共有化と意見交換</li> <li>・個人面談（希望制）での保護者からの聴き取りの情報収集（各担任→CO）</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会での支援が必要な児童の情報交換の実施</li> <li>・第3回効果測定実施、集計【冬休み明け】：分析・対策</li> <li>・学級編成スタート（効果測定の結果も受けて）</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【学校体制振り返り月間】の取組み</li> <li>・児童指導部会での支援が必要な児童の情報交換の実施</li> <li>・「サポートカルテ」（引継ぎ資料）の整理・作成依頼。</li> <li>・通級指導教室担任との面談（指導経過の共有化）</li> <li>・職員会議に年間反省を提案（「下平間スタンダード」「下平間小学校のやくそく」の見直し）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会での支援が必要な児童の情報交換の実施</li> <li>・個に応じた学習支援を行っていた児童についての情報共有・振り返り</li> <li>・学級編成決定</li> <li>・「川崎市立下平間小学校いじめ防止基本方針」の見直し</li> </ul>

※学校巡回カウンセラー来校（年21回）

※聾学校「きこえ通級」巡回指導6月より

※御幸小学校巡回指導 5月より

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童の自主的な取組

#### <たてわり活動の推進>

- ・ 学年に応じた育ちを促すため、また他者への優しさやコミュニケーション力を育てるために、本校ではたてわり活動を取り入れている。よろしく集会、キラキラタイム、しもひらまスポーツフェスティバル、美化活動、6年生を送る会などをたてわり活動で行っている。6年生は全員がリーダーとなり、下級生をまとめ、一人一人が活躍している。

#### <代表委員会での取り組み>

- ・ 代表委員会が主催して、「いじめ防止の標語コンクール」を行っている。一人一人が標語を考えることにより、いじめはいけないと再確認する機会の一つとなっている。クラス賞と校長賞があり、受賞標語は多くの児童の目に留まるように、年間を通して校内に掲示している。

#### <朝のあいさつ運動>

- ・ さわやかにあいさつする姿を見て、「あいさつ運動をしたい」と思う児童が、自主的に集って正門であいさつをする。

#### <実行委員会の活動>

- ・ 各学年の行事や学習等では、児童が立候補する実行委員会が発足し、行事を盛り上げたり、各学年の活動の工夫を提案したりする。

#### <各種委員会による活動>

- ・ 各種委員会が自主的に、全校集会やイベントを実施している。それぞれの委員会の立場からよりよい学校にするためにはどのようなことをしたらよいかを考えて、自分たちで企画、運営している。

#### <地域との交流>

- ・ 下平間小学校の裏にある「稱名寺」では、毎年、原爆投下の日、終戦の日には平和を祈念して「平和の鐘」を鳴らしている。6年児童の希望者が担任と共に参加し、平和について考える機会としている。
- ・ 小中連携として、6年生が交流の一環として中学校体験を行う。
- ・ 幸区役所の地域振興課の協力のもと、地域の方に教えていただいて、2年生が近くの大師堀公共花壇の花植えを春・秋に行う。
- ・ 下平間町内会「こぶし会」や民生委員の方に協力をいただき、1年生が生活科で「昔遊び」を教えていただく。
- ・ 地域の商店街の方にご協力をいただき、2年生が生活科で「町探検」に出かけている。

### 保護者の取り組み（PTA 活動）

- ・ 図書ボランティアをはじめ、清掃ボランティア、花壇ボランティアなど、学習環境を整えるためのボランティア活動が積極的に行われている。
- ・ 子ども達の登下校の安全を守るために、長期休業明けには危険な交差点で交通指導を行う。

### 地域住民の取り組み

- ・ 子ども達の登下校の安全を守るために、地域の方が「見守り隊」として通学路に立って様子を見守ってくださっている。
- ・ 大師堀公共花壇の整備や花植え後の世話をしてくださっている。